

2 令和6年度決算に基づく健全化判断比率等の概要

令和6年度決算に基づいて算定された県内市町村の健全化判断比率及び資金不足比率は、次のとおりです。

健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標とも、早期健全化基準以上である市町村はありませんでした。

また、盛岡市の病院事業会計で資金不足比率が発生しました。

1 健全化判断比率及び資金不足比率の状況

(1) 健全化判断比率

区分	本県市町村	早期健全化基準	財政再生基準	解説
実質赤字比率	—	財政規模に応じ 11.25～15%	20%	一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率	—	財政規模に応じ 16.25～20%	30%	全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率	最高で 15.9%	25%	35%	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
将来負担比率	最高で 86.7%	350%	—	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

ア 実質赤字比率・連結実質赤字比率

県内全市町村において実質赤字及び連結実質赤字は生じていない。

イ 実質公債費比率

前年度と比較し、33市町村中12市町村で比率が上昇したものの、21市町村で改善し、県平均（単純平均）では0.2ポイント改善している。（R5決算 10.3%→R6決算 10.1%）
なお、地方債発行に当たり知事の許可を要する18%以上の団体はない。

ウ 将来負担比率

前年度と比較し、10市町で比率が上昇したものの、11市町村で改善し、県平均（単純平均）では1.3ポイント改善している（R5決算 28.7%→R6決算 27.4%）。

(2) 資金不足比率

区分	本縣市町村	経営健全化基準	財政再生基準	解説
資金不足比率	1.4% (盛岡市)	20%	—	公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

地方公営企業（100 特別会計）において、盛岡市の病院事業会計で資金不足比率が発生しました。

2 内陸・沿岸市町村別の比率

(1) 実質公債費比率

前年度に比べ、内陸市町村と沿岸市町村ともに改善している。

(2) 将来負担比率

前年度に比べ、内陸市町村と沿岸市町村ともに改善している。

	実質公債費比率 (%)			将来負担比率 (%)					
	R6 決算 (A)	R5 決算 (B)	A - B	R6 決算 (A)	復興基金除き (A')	R5 決算 (B)	復興基金除き (B')	A - B	A' - B'
内陸	10.3	10.4	△ 0.1	34.8	(34.8)	35.5	(35.5)	△ 0.7	(△0.7)
沿岸	9.9	10.2	△ 0.3	14.6	(14.6)	16.8	(16.9)	△ 2.2	(△2.3)
県全体	10.1	10.3	△ 0.2	27.4	(27.4)	28.7	(28.7)	△ 1.3	(△1.3)

※ 内陸市町村：沿岸市町村を除く21市町村

沿岸市町村：宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町の12市町村